

関係資料

(自営業者、求職者支援訓練関係)

海外の失業保険制度等における自営業者(フリーランス)への対応

第157回雇用保険部会
(令和3年10月25日)提出資料

- 主要国において、自営業者への適用をしている場合でも、任意適用が主。
- ドイツでは、起業支援の一環として、一定期間失業保険に加入していた起業者の任意継続加入制度の仕組みあり。
- スウェーデン、デンマークは雇用労働者も含めて任意加入。保険料では給付額が賄えておらず、国庫負担が大。
- 韓国について、自営業者には任意適用。(加えて一定類型の雇用類似事業者に強制適用する仕組みが今後導入。)

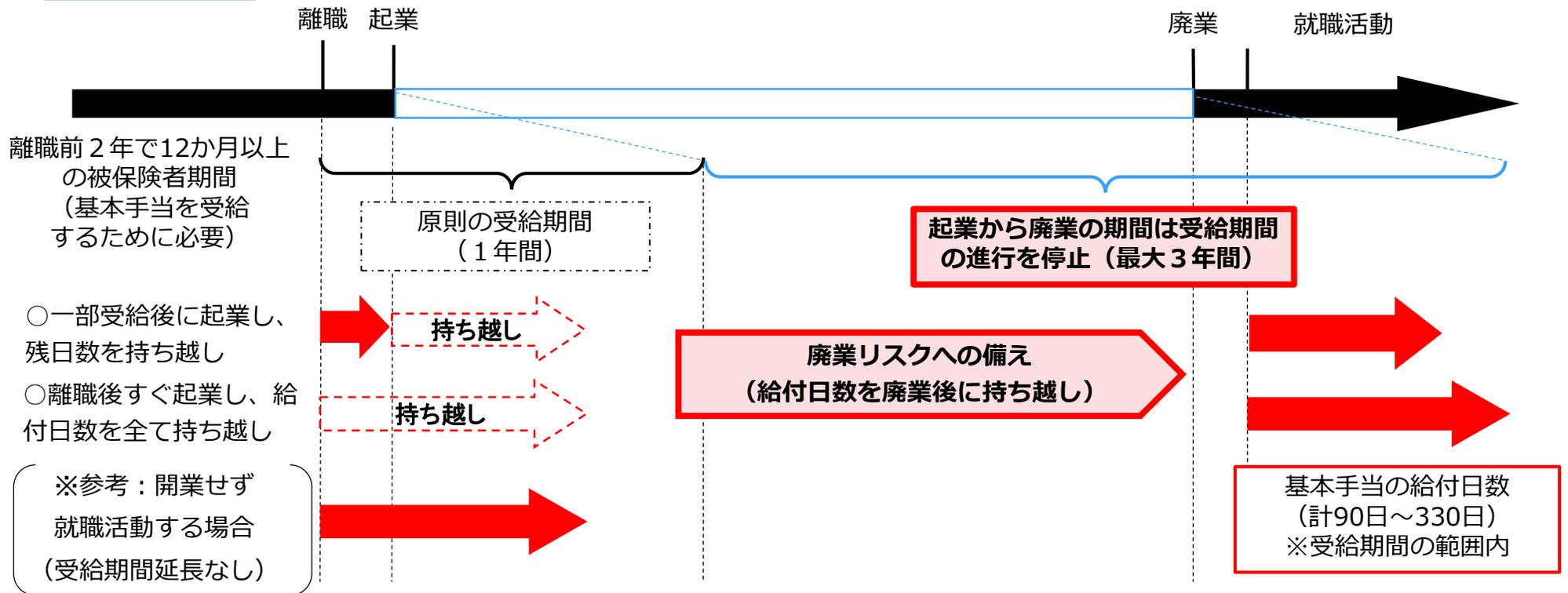
	国名	自営業者への適用その他制度概要
強制適用 (原則自営適用なし)	 ドイツ ※1€=約133円	○原則、自営業者への適用はない。 ○起業支援の一環として、雇用関係に基づき一定期間(過去2年に12か月)失業保険に加入していた者が起業した場合、任意で継続加入が可能。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料:定額(80.86€/月(2013年)) ・ 給付 :定額(1,322.7€/月(大卒)~746.4€/月(2012年)) ※この他、就労可能な生活困窮者に対する扶助制度(失業給付Ⅱ)あり。
	 フランス ※1€=約133円	○自営業者への適用はなし。
	 イギリス ※1£=約154円	○求職者給付について、自営業者は適用外 (年金や疾病と一体の国民保険制度としては自営業者も適用) ※この他、税財源による普遍的給付(Universal Credit。貯蓄額16,000£以下の現役世代が対象)の仕組みあり。
任意適用 (自営適用あり)	 スウェーデン ※1クローナ =約13円	○失業保険自体任意加入であり、自営業者も加入可能。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料:定額(失業保険金庫によって110~115クローナ/月(2019年))※使用者負担はなく、労働者(加入者)負担のみ ・ 給付 :最初200日は従前所得の80%、次の100日は70% ○保険給付のうち約8割が国庫負担※により賄われている状況。 ※労働市場税(使用者(支払った賃金の)2.64%、自営業者(事業所得の)0.10%(2018年))
	 デンマーク ※1クローナ =約18円	○失業保険自体任意加入であり、自営業者も加入可能。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料:定額(326クローナ+失業金庫ごとに管理料等) ※使用者負担はなく、労働者(加入者)負担のみ ・ 給付 :従前所得の90% ○保険給付のうち概ね2/3が国庫負担。
	 韓国 ※1ウォン =約0.1円	○自営業者は任意加入。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料:希望する報酬額を選択して、それに応じた保険料(22.5/1,000相当)を設定 ・ 給付 :希望する報酬額の50%水準 (例)報酬額182万ウォン/月⇒保険料40,950ウォン/月、給付91万ウォン/月 ※左記は最低等級の額 ※「特殊形態事業者 ^(注) 」を雇用保険の強制適用対象とする法律が昨年12月に成立(7月以降順次施行) (注) 学習指導教師、宅配運転手、訪問販売員、バイク便、代行運転等の14業種。契約事業主が各種手続義務等を負う。 (労災保険が適用されている業種を中心に適用)

(注) 厚生労働省において、海外情勢報告、JILPTその他の文献により可能な範囲で調査したもの。

事業を開始した者に対する基本手当の受給権の確保について

- 就業形態が多様化する状況に鑑み、雇用保険の基本手当受給資格者が事業を開始した場合に、一定期間、廃業後の求職活動を支えることができる仕組みを設けることについてどのように考えるか。
- 具体的には、例えば、妊娠、出産、育児等により求職活動ができない期間がある場合に設けられている「受給期間延長」の仕組みに不ならい、基本手当の受給資格者が事業を開始した場合に、事業を行っていた期間について、基本手当の受給期間を最大3年間進行させない仕組みが考えられる。

<イメージ図>



求職者支援訓練の受講指示対象への追加について

制度の現状

- 雇用保険基本手当受給資格者が、公共職業安定所長が指示する公共職業訓練等を受講する場合、訓練延長給付^(※1)及び技能習得手当^(※2)を受給することが可能。

(※1) 訓練終了までの間、所定給付日数を超えて基本手当を支給（最長2年間）

(※2) 受講手当（日額500円、上限20,000円）及び通所手当（月額上限42,500円）

- 一方、現行制度上、求職者支援訓練は公共職業安定所長の受講指示の対象とされていないため、受給資格者が求職者支援訓練を自主的に受講しても、基本手当は支給されるものの、訓練延長給付や技能習得手当は受給できない。

(参考1) 令和2年度求職者支援訓練受講者（23,734人）のうち

I 基本手当受給期間と訓練受講期間が重なる者（技能習得手当の対象となり得る）
8,344人

II Iのうち訓練期間が所定給付日数の支給終了日を超える者（訓練延長給付の対象となり得る）
4,928人

(参考2) 法令上の「公共職業訓練等」の範囲

- ① 国、地方公共団体、JEEDが設置する公共職業能力開発施設の行う訓練（民間教育訓練機関等に委託して実施されるものを含む）
- ② 雇用保険二事業（能力開発事業）として実施する職場適応訓練及び介護労働講習
- ③ 障害者雇用促進法に規定する適応訓練
- ④ 高年齢者雇用安定法の規定により策定された計画に準拠した訓練
- ⑤ 船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練等



公共職業安定所長の受講指示の対象に求職者支援訓練を追加することにより、基本手当受給資格者が求職者支援訓練を受講する場合についても、訓練延長給付及び技能習得手当の支給を可能とすることについてどのように考えるか。